

個人事業主の事業承継手続の簡素化の論点
(財務省)

- ① 規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる。」（令和元年検討・結論、令和 2 年措置）とされているが、財務省が検討している簡素化のための措置について、内容及び今後のスケジュール（施行時期も含む）を具体的にご説明いただきたい。その際、事業者目線で相続と同等に簡素な手続となっているか、相続の場合の手続と比較しつつ、お示しいただきたい。